

昇給基準マニュアル事例

1. 等級昇格・降格の要件と基準

等級昇格の為の諸要件

		前回までの評価の経緯	等級処遇
高い評価で、昇給・賞与でもプラスされる	S評価	直近又は前々回にA評価であった	等級昇格の範囲として推挙があれば昇格
		前回はS評価又はA評価で昇格した	昇格後1年経過後に、再度S評価であれば更に昇格の検討範囲
平均よりも高い評価で、昇給・賞与でも平均より少し高い	A評価	直近又は前々回でA評価があった(入職期間に関係なく)	基本滞留年数を超えていて、等級昇格の範囲として推挙があれば昇格
		直近又は前々回でA評価とB評価が交互にあった	基本滞留年数を越えて 次回にA評価であれば、昇格検討する
		直近又は前々回でB評価が中心であった	基本滞留年数を越えて、次回・次々回、A評価又はB評価でも高い評価であれば昇格検討する
		直近又は前々回でB評価とC評価が交互にあった	基本滞留年数を超えてA評価が今後も後2回以上継続すれば昇格検討する
		直近又は前々回でC評価が中心だった	〃
		入職後2年以内で直近又は前々回でA評価とB評価が交互にあった	基本滞留年数を越えて、次回にA評価であれば、昇格検討する
		入職後2年以内で直近又は前々回でB評価が中心であった	基本滞留年数を超えて、A評価が今後も後2回以上継続すれば昇格検討する
		平均の評価で、高くも低くもない	B評価
B評価が継続しているが、B評価でも上位に位置づけしている事が過去凡そ5年程度ある	基本滞留年数を超えていれば昇格範囲として検討する		
1等級職員がB評価を2年間継続している	昇格範囲として検討する		

		前回までの評価の経緯	等級処遇
平均よりも少し低い評価で、昇給・賞与も若干マイナスされる	C評価	前回まではB評価以上が続いた	昇格も降格も検討範囲ではない
		前回、前々回もC評価であった	降格(3等級以上職員)
		前回、前々回もB評価とC評価が交互にあった	基本滞留年数に関係なく次回C評価であれば、降格の検討範囲
		前回、前々回にD評価があった	基本滞留年数に関係な降格(3等級以上職員)
		前回、前々回にA評価があった	基本滞留年数に関係なく、次回・次々回にC評価があれば、降格の検討範囲
		1等級職員がC評価を継続している	基本滞留年数を超えて、昇格を延期する事もある
低い評価で、昇給・賞与でもマイナスされる	D評価	前回もD評価の場合	降格(3等級以上職員)
		前回はC評価の場合	降格(3等級以上職員)
		前回はD評価又はC評価で降格した場合	同じC評価以下が続けば次々回(1年後)に更に降格

2. 職能等級昇格に伴う基本滞留年数

等級毎に、昇格に伴う基本滞留年数は下記の通りである。

等級	昇格する為の基本滞留年数	備考	基本滞留年数経過後の昇格検討
1等級	3年	1等級が3年経過後に上記で規定しているような評価があれば、2等級昇格も可能。但し基本滞留年数以内でも、A評価なら2等級の評価シートで、昇格審査も出来る。	3年経過後の評価で、2等級の職能評価シートで「Bレベル」の評価なら、その査定後から職能等級は昇格
2等級	4年	2等級が4年経過後に、上記で規定しているような評価があれば、3等級昇格も可能。但し基本滞留年数以内でも、A評価なら3等級の評価シートで、昇格審査も出来る。	4年経過後の評価で、3等級の職能評価シートで「Bレベル」の評価なら、その査定後から職能等級は昇格
3等級	5年	3等級で5年経過後に、上記で規定しているような評価があれば、4等級昇格も可能。但し基本滞留年数以内でも、A評価なら4等級の評価シートで、昇格審査も出来る。また臨時で役職昇格が必要な場合で、先に役職をつけても、職能が追いつかない時は、等級昇格は基本滞留年数後とする場合がある	5年経過後の評価で、4等級の職能評価シートで「Bレベル」の評価なら、その査定後から職能等級は昇格

等級	昇格する為の基本滞留年数	備考	基本滞留年数経過後の昇格検討
4等級	5年	4等級で5年経過後に、上記で規定しているような評価があれば、5等級昇格も可能。但し基本滞留年数以内でも、A評価なら5等級の評価シートで、昇格審査も出来る。また、臨時で役職昇格が必要な場合で、先に役職をつけても、職能が追いつかない時は、等級昇格は基本滞留年数後とする	5年経過後の評価で、5等級の職能評価シートで「Bレベル」の評価なら、その査定後から職能等級は昇格
5等級	7年	5等級で7年経過後に、上記で規定しているような評価があれば、6等級昇格も可能。但し基本滞留年数以内でも、A評価なら6等級の評価シートで、昇格審査も出来る。また、臨時で役職昇格が必要な場合で、先に役職をつけても、職能が追いつかない時は、等級昇格は基本滞留年数後とする	5年経過後の評価で、6等級の職能評価シートで「Bレベル」の評価なら、その査定後から職能等級は昇格
6等級	7年	6等級で7年経過後、上記で規定しているような評価があれば、7等級昇格も可能。但し、臨時で役職昇格が必要な場合で、先に役職をつけても、職能が追いつかない時は、等級昇格は基本滞留年数後とする	